

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成22年度第15回（定例会）

署名人 城間 勝

委員長 田端 温代

開催日時 平成22年11月4日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時30分

開催場所 那覇市教育委員会 第1会議室

出席委員 田端温代委員長、有銘寛之委員、金城真徳委員、城間勝委員、城間幹子教育長

議事日程

議案第29号 財産の取得（国指定文化財 伊江御殿別邸庭園用地）に関する意見の申出について（文化財課）

報 告 那覇市体育施設の指定管理予定候補者の選定の答申について（市民スポーツ課）

議案第32号 那覇市体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について（市民スポーツ課）

議案第30号 那覇市公民館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について

議案第31号 那覇市立図書館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について

（生涯学習課）

報 告 泊小学校通学区域変更の地域説明会の報告について（学務課）

報 告 教育長が臨時代理したことについて（総務課）

報 告 那覇市議会9月定例会における代表質問及び個人質問答弁状況について（総務課）

出席職員

盛島明秀学校教育部長、佐久川馨生涯学習部副部長、屋良朝秀学校教育部副部長

東恩納隆栄総務課長、森田浩次学務課長、古塚達朗文化財課長、根間秀夫総務課副参事

神元賢治市民スポーツ課主幹、真境名充子生涯学習課主幹、島袋元治生涯学習課主査

安次嶺博志学務課主査、内間実市民スポーツ課主査、仲宗根司総務課主査

傍聴者 1名

会議録作成 仲間稔総務課主査

- 田端委員長 ただいまから平成２２年度第１５回教育委員会会議定例会を開催いたします。
本日の会議録署名は城間委員にお願いいたします。
- 第２９号「財産の取得（国指定文化財 伊江御殿別邸庭園用地）に関する意見の申出について」説明をお願いします。
- 佐久川副部長 提案説明
- 古塚課長 説明
- 田端委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
- 金城委員 私ども石嶺に住んでいる者として、この地域がこうして整備されて地域に開放されて、地域づくりの拠点ということで、地域としては大変喜んでおります。
- 有銘委員 文化的にも価値があるものなので、買取ということに関しては、金城委員のおっしゃるとおり喜ばしいことです。ちなみにこの契約の７億８,０００万という金額の鑑定はどのように行われたのですか。
- 古塚課長 これにつきましては、不動産鑑定をお願いいたしまして、その結果に基づきまして平米当たり１０万５,０００円ということで契約をさせていただきました。
- 城間委員 この予定金額はすべて市の持ち出しでしょうか。国から補助があるのかどうか教えてください。
- 古塚課長 これは文化財に関する特別な先行取得の規定がございまして、これで一括購入をしまして、この後を那覇市が１０年間かけて返済をいたします。その間、それぞれの年に８０％の補助があります。
- 田端委員長 資料館についての話もありましたが、その辺りについてご説明いただけますか。
- 古塚課長 契約書案の第２条に物件の寄附というのがございまして、居宅・茶室・木造瓦葺平屋建２５３.５６平米の寄贈というものがございます。これは資産にしますと約９千万円ぐらいのものでございますが、現在あります建物を無償で伊江洋子さんからご寄贈いただくということになっております。ただ、こういった建物については、将来的には撤去をする。敷地内には、建物は建てないというのが現在の計画であります。ただし、戦前にあった建物の復元ということについては検討いたします。建物の写真等が残っておりませんので、平面図の分かるようなものがわからないということもありますので、今後、整備にかかっていく、それをどう表現をしていくかということが大きな課題になるかと思えます。
- 金城委員 敷地内にお墓があるのですか。
- 古塚課長 墓地としての地目ではありますが、実際には墓地はこちらにありません。
- 城間教育長 敷地内に慰霊碑がありますが、私も中学校の現場にいたときに、城北中学校で子供たちと一緒にこの慰霊碑をお参りしました。国指定有形文化財庭園の中で、これまでどおり入って、この慰霊をすることが可能なのか、その辺りはどうでしょうか。
- 古塚課長 大変取り扱いの難しいところでございます。この庭園が成立した時点で、これはあったのか、ということがまず課題になります。これは財務省との関わりもございまして、本来あった国指定の庭園を回復していくという作業の中で、撤去をしなければな

らないのではないかという考え方が基本でございます。ただし、地域との結びつき、それと特にこの伊江御殿別邸庭園が建物こそ失われましたが、わずか数メートルで激戦地であったにも関わらず残されたと。それを後世に引き継いでいくために、こういった慰霊碑が、そこに地域の方々がそこで祭祀し続けていくということが必要ではないかという意見もございます。したがって、文化財として整備をしている中で、慎重に決めていかなければならないものであると考えております。

田端委員長 よろしいでしょうか。では、議案第29号「財産の取得（国指定文化財 伊江御殿別邸庭園用地）に関する意見の申出について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

田端委員長 議案第29号「財産の取得（国指定文化財 伊江御殿別邸庭園用地）に関する意見の申出について」議決確定します。続きまして報告「那覇市体育施設の指定管理予定候補者の選定の答申について」説明をお願いします。

佐久川副部長 報告説明

神元主幹 説明

田端委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

城間委員 選定については全く異論はありませんが、どんな職種も競争原理に図れたほうがより良いと思います。その複数の団体がお互いに競い合って良いものを作っていくと思うのですが、さらに5年あともこの業者という可能性が高いのでしょうか。

神元主幹 いま那覇市全体でも、この指定管理者の切り替えの時期にあたっておりまして、他の施設でもいろいろと募集をして、こういった選定作業が進められている状況です。他の施設の情報によりますと、1団体から2団体の応募が主体ということがあって、非常に厳しい状況ではあります。基本的に、この体育施設がこういった指定管理者制度に馴染むのかという疑問が出てきている状況があります。5年前に導入して、全国的にも東京とか、大きな都会ですと、管理する団体もいっぱいあり、共同でやるとか、いろいろな方法があり、大きな企業がやるような状況もありますが、地方のこういった状況になりますと、やはり応募する団体が少ないというか、非常に厳しい。また那覇市の体育施設という特殊といいますか、地域に貢献していくような立場で、あまり専門的に事業をして、利潤を生んでいくような施設とはまたちょっと違うのかなということがありまして、こういった状況になっております。

金城委員 体育協会は大きくてしっかりしていますが、小さい団体が共同で応募することも良いかもしれないですね。

神元主幹 そういった共同企業体での応募もちろん参加は認められております。いま県の方で管理されているところは、いろんな企業体と一緒にあって、県の総合施設、県立武道館だとか管理をしているという状況がありますので、応募していただきたいと思います。今回、2社が現場の説明会に参加をしていますので、那覇市の体協としても全く自分たちだけしかないということではなくて、その時点である程度の競争原理が働

いている感じがあり、緊張した形で最終的に応募している状況でございます。全く競争原理が図れていないということではありません。

田端委員長 那覇市体育協会はもともととは那覇市の補助団体だったのでしょうか。

佐久川副部長 もともと行政の業務の中に市民スポーツの健康・体力づくりがあり、特に那覇行政が独自に選手を育成したり、県民体育大会に派遣というのが従来の行政の役割としてありました。それをやはり市民の側でやってもらうということで体育協会補助団体を行政の方で作りまして、特に市民スポーツの推進について担ってもらうということです。その団体が施設を管理するという場合にも、特に施設の管理とか、スポーツをどうするというだけではなくて、教育的な配慮だとか、行政上のスポーツ振興とか、市民の健康づくり、市民の健康、体力がどうなっているという分野まで、ある程度、幅広い活動をしているという状況がありましたので、やはりもともと作った行政の意思というのが体協の中に若干伝わっているということはあるかと思います。そういった意味では、民間のスポーツクラブが施設を管理しようという場合にはノウハウが若干違うような気がします。

田端委員長 今も補助はされているのですか。

佐久川副部長 県民体育大会の派遣費だけです。それは元々行政担っていましたので。

有銘委員 私も県の仕事で指定管理については、いろいろ調べたことがありますが、そもそも民活の流れでこれは出てきているものですから、行政から指定管理業者に対する、指定管理料が財源になっていて、それが年々粛々と減少していくということです。どうしてもその中での、その限られた予算の中でとなると、やっぱり民間としてもこんな予算ではダメだなというところは予想されるのでしょうか。前回の説明会に2社しかこなかったというのは、ひとつ推測をすると、思った以上に指定管理料というのは満足いく水準ではないのではないのでしょうか。この限られている予算で質が保てるかというのは懸念するところですが、かと言って、指定管理料をこれから上げると、元に戻ってしまうことも非常に苦しいということを感じました。この5年間だと思いますが、利用者側の方で、指定管理業者の方の管理のスタイルというのは、常に監視していけないといけないのかなというふうに、そのぐらいでしか指定管理の、この現施設に対しての管理というのは、チェックしていかなければいけないのかなという感じがしました。以上感想でした。

城間教育長 指定管理者の問題については、各部、市長部局それぞれある程度抱えています。今はとりあえず締め切りが来ているので、この後5年は進めていきますけれども、おそらく今後5年後どうするかというあたりをこの5年間の間に議論されていくと思います。指定管理者に馴染むのか、どのようにしていったらいいかということが出てくると思っております。

田端委員長 では、報告「那覇市体育施設の指定管理予定候補者の選定の答申について」報告を了承したいと思います。続きまして、議案第32号「那覇市体育施設の指定管理

者の指定に関する意見の申出について」説明をお願いします。

佐久川副部長 報告説明

神元主幹 説明

田端委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。では、議案第32号「那覇市体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

田端委員長 議案第32号「那覇市体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について」議決確定します。続きまして議案第30号「那覇市公民館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」説明をお願いします。

佐久川副部長 提案説明

真境名主幹 説明

島袋主査 説明

田端委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

ほしぞら公民館、すてきな名前をつけられましたね。

金城委員 料金設定については、こんなに細かく算定されている料金設定ですから、また全国と比較しても安いし、地域の皆さんがここで学習できるというのであれば素晴らしい料金じゃないでしょうか。名称についても本当に素晴らしい名称だと思います。

田端委員長 できあがったときに離島の子供たちが那覇市に修学旅行に来ると思いますので、ぜひ皆さんに声かけをして、モノレールに乗って、ほしぞら公民館に来て、プラネタリウムを見てという、ひとつの修学旅行のコースになっていただけたら良いと思っていますので、ぜひ全島の子ども達に呼びかけていただいて、那覇市以外の子ども達も、観光客の皆さんにも利用していただきたいと思います。

金城委員 施設の開始はいつですか。

真境名主幹 来年度の7月1日の予定で進めております。

島袋主査 市街地再開発全体のまち開きと同時にオープンを予定しております。

田端委員長 ほしぞら公民館の中に図書教室というのがあるようですが、これはパソコンが備わっているのですか。そこを活用して、何かを持ち込んでできるという形ですか。

島袋主査 パソコン教室をやるときにノートパソコンを持ち込んでもらいます。それ以外は多目的に利用できるような形です。

有銘委員 名称も価格設定も良いと思います。昔、あの辺りに蔡温橋という、小さな橋があったという記憶がありますが、蔡温橋というのを、キャラクターと言うんでしょうか、何か別の形で残せないでしょうか。あと価格設定に関しての確認ですが、4ページで使用料がありますが、例えばホールに関して、930円とありますが、1時間当たりなのか、午前中で8時から12時まで930円なのか、丸1日借りても930円なのか、確認をさせていただきたい。

真境名主幹 使用料につきましては、1時間当たりの料金になります。先程の蔡温橋の件につき

ましては、あの一帯のまちの愛称として、さいおんスクエアとなっております。

田端委員長 今後検討していただきたいことですが、例えば放課後の子ども達が、こちらを使用する場合、いくらか必要な場面が想定されますよね。できましたら、この公民館のもつ役割の中に放課後の子供たちの居場所や、そういったことも想定されていただきたい。例えば繁多川の学習スペースが空いていると、近隣の中高校生がかばんを持って集まってきます。こういった子供たちの学習の場所としたら、公民館と違うだろうという議論にもなろうかと思いますが、子供たちが必要としているのは、こういう場所であろうと思いますし、公民館はこれから担っていかなければいけないような気もするんですね。今後、その運営にあたって、子ども達に施設の効果が十分行き渡るように、せっかく高い金額を投資して作られた施設ですから、ぜひそのことを少し視野に入れてご検討いただけたら有難いと思います。総合学習との連携、児童館の連携、本当に子供たちの活用できるような公民館であってほしいと私は願っております。幾らかもっていかねばならないというふうになると、子供たちにとっては厳しいと思っています。ぜひ検討をお願いします。

ほか、よろしいでしょうか。では、議案第30号「那覇市公民館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

田端委員長 議案第30号「那覇市公民館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」議決確定します。続きまして議案第31号「那覇市立図書館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」説明をお願いします。

佐久川副部長 提案説明

真境名主幹 説明

田端委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。では、議案第31号「那覇市立図書館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

田端委員長 議案第31号「那覇市立図書館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」議決確定します。続きまして報告「泊小学校通学区域変更の地域説明会の報告について」説明をお願いします。

森田課長 報告説明

田端委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

城間教育長 3回目の参加者が10名とありますが、その中に学校関係者も含めているのでしょうか。

森田課長 学校関係者は入っておりません。

田端委員長 大変、地域の皆さんに気を使っていただいて、説明していただいて、手順を踏んでほぼ地域の皆さんに同意していただいたということで理解してよろしいですか。

- 森田課長 はい。今回は、経過措置などを設けまして、19年度でいろいろ要望がございました、通い続けたいという子どもについてはそのまま泊小学校に行けないかという要望ですね。あと兄弟で別々にならないために、兄弟が在籍していれば入学できるといった措置を設けましたので、その点で一応了解をしていただいたものと考えております。
- 有銘委員 何らかの対応をされたのかもしれませんが、説明会を2回から3回にしたというのも、こちら側の配慮だったと思いますが、最終の説明会と言って、どこかで区切りをちゃんとつけてあげた方がいいのかなと思います。こちらとしては、配慮として2回を3回に増やしたと思っていますが、反対する立場の方からすると、3回ではなくて4回、5回は必要だということになりかねませんので、どちらかで、最終の説明会という形で、今回の説明、ご質問を含めて、全部回答させていただくというのがいいのかなという意見です。
- 城間委員 まずはご苦労様でしたということを申し上げたい。一生懸命に丁寧に丁寧に説明して、説明会3回は大変だったと思いますが、目的というのは、教育環境をよくしようという大前提にあるわけで、今あるものが壊される、変更されることについては誰でも賛成はしない。子供のために良い環境を作っているのですということで、その実施をするために大事なことというのは、その学校の教育活動がますます良くなる、同時にそれを支えているPTA活動ももっと活性されるという後々のことが大事なのかなという気がします。子どもにとって良い環境で、先生方に一生懸命がんばってもらって、PTA活動も活発で、ということが大事だと思います。
- 田端委員長 では、報告「泊小学校通学区域変更の地域説明会の報告について」報告を了承したいと思います。続きまして、報告「教育長が臨時代理したことについて」説明をお願いします。
- 佐久川副部長 報告説明
- 東恩納課長 説明
- 田端委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
- では、報告「教育長が臨時代理したことについて」報告を了承したいと思います。続きまして、報告「那覇市議会9月定例会における代表質問及び個人質問答弁状況について」説明をお願いします。
- 佐久川副部長 報告説明
- 田端委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
- 金城委員 議会答弁はいつも教育委員会はこんなに多いのですか。各議員からこれだけ質問があれば答弁も大変ですね。
- 城間教育長 実は、これはちょっとまだ少ない方で、今回の9月議会は少し穏やかでした。おそらく12月議会、予算の編成にかかる2月議会はもっともっとお問合せ等があると思います。
- 田端委員長 では、報告「那覇市議会9月定例会における代表質問及び個人質問答弁状況につい

て」報告を了承したいと思います。以上をもちまして、平成22年度第15回教育委員会会議を終了します。